

**（仮称）第2期 亀岡市子どもの貧困対策推進プラン
（計画骨子案）**

(仮称) 第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン 《計画骨子案》

I 計画の概要

1. 策定の背景

本市では、平成30(2018)年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、こどもの権利を大切に考える考え方が本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。

昨年度実施した「こどもの生活状況調査」によると、貧困は生活習慣に関する課題や学習面での課題だけでなく、自己肯定感が低い傾向がみられました。また、生活困難層の保護者がこどもの頃の状況をみると、まわりの大人に頼ったり相談したりできていない状況がみられ、大人になっても相談できる人が少ないなど、こどもの頃の状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことが調査結果からみてとれました。

こどもの貧困は、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、こどもの貧困に対する社会の理解を促進し、行政だけでなく、民間企業・団体等を含め、地域や社会全体での連携により支援に取り組んでいく必要があります。

国においては、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、こどもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとりこどもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。

同法は、令和6(2024)年6月に、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで、そのこどもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われることが明記されました。

本市では、「亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」(以下、「第1期計画」という。)を令和4(2022)年3月に策定し、こどもの貧困を取り巻く状況を踏まえた取組を推進してきました。また、こどもや子育てをめぐる厳しい環境などの課題解決に向けた子育て支援対策を加速度的に進めていくため、令和4(2022)年8月に“こども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、各種施策に取り組みながら、こどもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

今回、第1期計画が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「(仮称) 第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」を策定します。

2. 計画期間・根拠法令

(1) 計画期間

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度(4年間)

※子ども・子育て関連計画である「第3期子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせ「こども計画」として包含するため

(2) 根拠法令

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

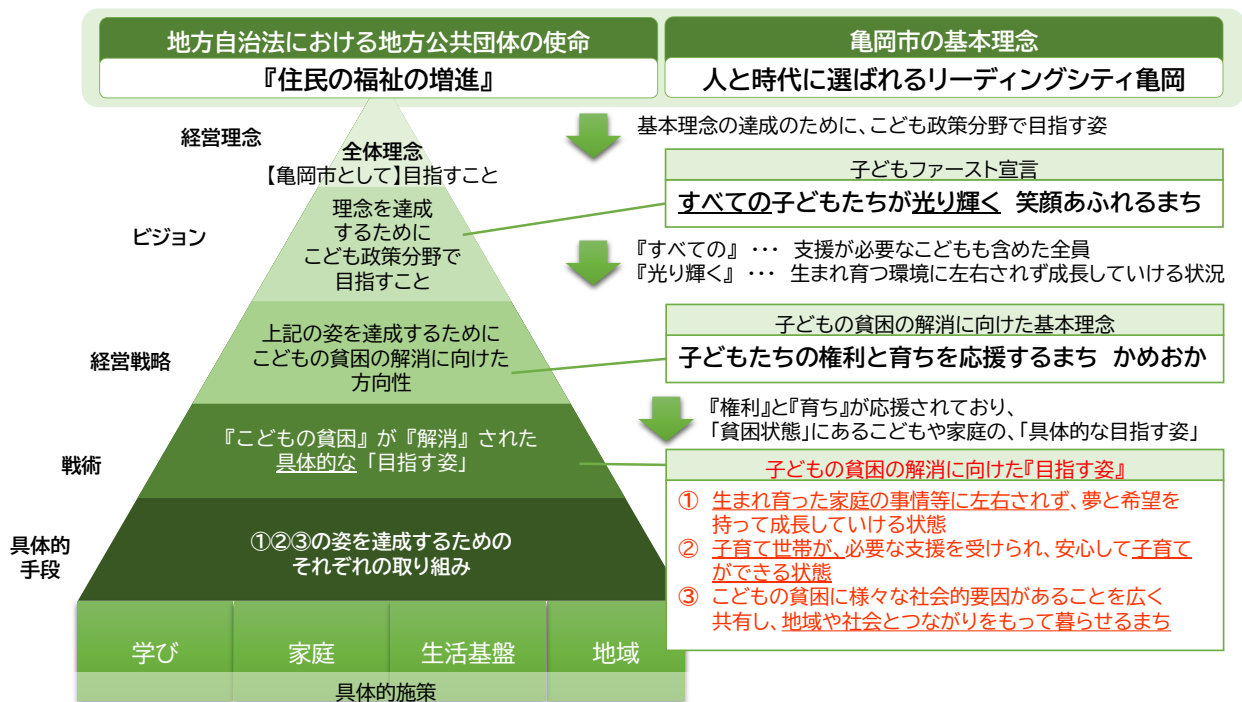
Ⅱ 第2期計画の策定にあたって

1. 子どもの貧困の解消に向けた“目指す姿”

第1期計画では、基本理念として「子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか」を設定し、各種取り組みを進めてきました。本計画においては、目標に向けて着実な取り組みを実行する、より実効性を持った計画とするため、“目的が達成された姿”や“目的達成のために必要な取り組み”について具現化した内容を設定しました。

本市の最上位計画である「第5次亀岡市総合計画」や「子どもファースト宣言」の理念に基づき、本計画の目指す姿を下記の3点として設定しました。

- | | |
|---------------|---|
| 子どもの視点 | ➡ 生まれ育った家庭の事情等に左右されず、夢と希望を持って成長していけるまち |
| 保護者の視点 | ➡ 子育て世帯が必要な支援を受けられ、安心して子育てができるまち |
| 地域の視点 | ➡ こどもの貧困に様々な社会的要因があることを広く共有し、地域や社会とつながりをもって暮らせるまち |



2. 施策体系

施策1 こどもの学びの支援の充実



家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から青年期にかけて質の高い教育を受け、主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるとともに、自他を尊重し、共感できる心を育てます。

《具体的な施策》

- (1) 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進
- (2) 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実
- (3) 多様な体験や学習の機会の提供

施策2 家庭生活の支援の充実



貧困の状況にあるこどもやその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの支援をはじめ切れ目のない支援を推進するとともに、支援を要する課題を抱えるこどもと家庭に対して、関係機関が連携して早期発見・早期支援につなげ、社会への適応に向けて支援します。

《具体的な施策》

- (1) 養育環境の早期把握と早期対応
- (2) 子育て家庭における養育の支援
- (3) ひとり親家庭等の支援

施策3 生活基盤の確立支援の充実



保護者の生活の不安解消や、収入・職業の安定による経済基盤を確保するという観点から、保護者の自立や就労支援を推進するとともに、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、経済的支援をはじめとする必要な施策を推進します。

《具体的な施策》

- (1) 支援を必要とする保護者への支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 経済的負担の軽減

施策4 地域ぐるみの支援の充実



こどもの健全な成長を促すため、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活支援などを通じてこどもの孤立防止と見守りを行うことにより、地域における見守り体制や安心・安全なネットワークづくりを推進します。

《具体的な施策》

- (1) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援
- (2) 子育て世帯への情報提供

3. 施策の展開

施策体系の考え方に対応するこどもの貧困の解消に向けた対策に資する取組・事業を中心に整理・掲載します。

施策1 こどもの学びの支援の充実

(1) 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進

ア) 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育・保育の無償化
- 副食費の無償化

イ) 幼児教育・保育の質の向上

- 保育・幼児教育の充実
- 幼・保・こ・小の連携強化
- かめおか乳幼児教育センター事業

(2) 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実

ア) 学力向上や学習支援の取り組み

- 亀岡市地域未来塾事業
- まなびの機会サポート事業

イ) 教育費の負担軽減等による学びの保障

- 小・中学校就学援助
- 生活保護制度に係る高等学校等修学費援助
- 生活保護制度に係る教育費支給

ウ) 相談体制の充実

- 教育相談事業
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーと連携した支援
- 生理の貧困問題に係る支援体制の充実
- 適応指導教室事業
- スクールロイヤー事業

エ) 進路選択支援

- キャリア教育事業
- 進路指導・進路選択支援事業

(3) 多様な体験や学習の機会の提供

ア) 学校における体験や学習機会の充実

- 学童期の健康づくりの推進
- 家庭教育支援事業
- 食育の推進
- 道徳教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 環境学習の充実

施策2 家庭生活の支援の充実

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

ア) 訪問支援体制の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子保健地区担当保健師活動
- 妊娠・出産支援事業
- 養育支援訪問事業
- 歯・口腔の健康管理
- 障がいの早期発見・早期支援

イ) 相談支援体制の充実

- こども家庭センター事業
- 児童家庭相談事業
- こども相談事業
- 利用者支援事業
- 各種子育て相談の充実

(2) 子育て家庭における養育の支援

ア) 虐待防止支援

- 要保護児童対策地域協議会

イ) 多様な困難を抱えるこどもや家庭への支援

- 障がいのあるこどもの相談体制の充実
- 障がいへの理解・啓発推進
- 母子生活支援施設への入所支援
- 福祉の相談窓口の充実
- 重層的支援体制整備事業による相談支援
- 外国につながる（ルーツを持つ）こどもへの支援

ウ) ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーの早期発見・支援

(3) ひとり親家庭等の支援

ア) ひとり親家庭支援

- 養育費に関する公正証書等作成促進事業
- こどもの養育支援事業
- ひとり親家庭相談

施策3 生活基盤の確立支援の充実

(1) 支援を必要とする保護者への支援

ア) ひとり親家庭に対する就労支援

- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 高等職業訓練促進給付金事業
- 地域就労支援事業
- 母子・父子自立支援員による相談の充実

イ) 生活困窮者に対する自立・就労支援

- 生活保護制度に係る就労自立給付金事業
- 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）
- 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）
- 生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）

(2) 仕事と子育ての両立支援

ア) 保育サービス等の充実

- 保育サービスの実施
- 放課後児童健全育成事業
- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育人材の確保対策
- 保育所（園）でのおむつの提供・処理の無償化

(3) 経済的負担等の軽減

ア) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 特別支援教育就学奨励費負担
- 生活保護制度に係る高校生等アルバイト収入認定除外
- 生活保護制度に係る自立更生のための恵与金収入等の認定除外
- 生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業）
- 公営住宅への入居支援
- 児童手当の支給
- 福祉貸付事業
- 障がいのあるこどもの経済的負担の軽減
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭医療費助成
- 母子家庭奨学金
- J R通勤定期乗車券割引証明書交付
- こども医療費 18 歳まで拡大と無償化

施策4 地域ぐるみの支援の充実

(1) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援

ア) 地域における見守り体制の構築

- こども宅食事業
- 青少年健全育成協議会
- 青少年問題行動未然防止
- 民生委員・児童委員

イ) 親同士の交流や精神的負担軽減支援

- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(2) 子育て世帯への情報提供

ア) 各種情報提供の推進

- 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
- 家庭教育支援事業（子育て・親育ち講座）